

2020年（令和2年）8月20日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市
個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について（答申）

2020年（令和2年）8月5日付けで諮問（第1032号）された情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第54条第2項第2号に規定する重要事項である藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正することは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、規則を一部改正する内容は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、自己を本人とする管理情報の開示及び訂正等の請求について、運用の中で、郵送及び電話による開示請求については、本人であることを明確に確認することができないため、受け付けないものとしているが、近年、郵送請求に関する問い合わせや要望が増加傾向にあるため、請求方法として郵送を認めるよう運用を変更することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、2020年（令和2年）5月14日に答申（第1010号）を受けている。

郵送による請求書の提出に当たっては、請求者が当該本人であることの確認をより厳格にする必要があるため、規則の一部を改正する必要があることから、条例第54条第2項の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 主な改正点について

ア 第15条

管理情報開示・訂正等請求書の提出について、郵送及び電話では、本人

であることを明確に確認することができないため、窓口で提出する以外は、原則受け付けないものとしているが、近年、郵送請求に関する問い合わせや要望が増加傾向にあることから、任意代理人を除き、郵送で提出を行うことができることについて、第3項に新たに規定する。

イ 第16条

管理情報開示・訂正等請求書を提出する際の本人確認書類について、有効期間の定めがある書類については、その期間内であるものとするを第1項に規定する。また、郵送で請求書を提出する場合は、窓口で請求書を提出する場合に比べ、より厳格な本人確認が必要であるため、郵送で請求書を提出する場合における本人確認書類について、第2項に新たに規定する。

(3) 施行予定日

公布の日

(4) 添付資料

ア 藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則改正案新旧対照表

イ 藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準改訂案

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

実施機関では、規則の一部改正について、次のように述べている。

本市では、自己を本人とする管理情報の開示及び訂正等の請求について、運用の中で、郵送及び電話による開示請求については、本人であることを明確に確認することができないため、受け付けないものとしているが、近年、郵送請求に関する問い合わせや要望が増加傾向にあるため、請求方法として郵送を認めるよう運用を変更することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、2020年（令和2年）5月14日に答申（第1010号）を受けている。

郵送による請求書の提出に当たっては、請求者が当該本人であることの確認をより厳格にする必要があるため、規則の一部を改正する必要がある。

主な改正点は、次のとおりである。

(1) 第15条

管理情報開示・訂正等請求書の提出について、郵送及び電話では、本人であることを明確に確認することができないため、窓口で提出する以外は、原則受け付けないものとしているが、近年、郵送請求に関する問い合わせや要望が増加傾向にあることから、任意代理人を除き、郵送で提出を行うことができることについて、第3項に新たに規定する。

(2) 第16条

管理情報開示・訂正等請求書を提出する際の本人確認書類について、有効期間の定めがある書類については、その期間内であるものとするを第1項に規定する。また、郵送で請求書を提出する場合は、窓口で請求書を提出

する場合に比べ、より厳格な本人確認が必要であるため、郵送で請求書を提出する場合における本人確認書類について、第2項に新たに規定する。

以上のことから判断すると、規則を一部改正することは、適当であると認められる。

以 上